

岩見沢市下水道事業経営戦略(農業集落排水事業)

団 体 名 : 岩見沢市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	昭和60年度 (34年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適
処 理 区 域 内 人 口 密 度	19.7人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	2処理区 幌向北農業集落排水施設(幌向北条丁目及び幌向町の一部) 北村農業集落排水施設(北村栄町の一部、北村赤川の一部及び北村中央の一部)		
処 理 場 数	2処理場(幌向北、北村)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	■農業集落排水施設使用料は、基本使用料金及び超過使用料金に消費税の税率を乗じて得た額を加える 【家事用】 ・基本料金:7㎡まで 964円 ・超過料金:8㎡から20㎡まで169円 21㎡以上213円 【業務用】 ・基本料金:10㎡まで1,828円 ・超過料金:11㎡から50㎡まで245円 51㎡以上321円 【浴場用】 ・基本料金:100㎡まで2,000円 ・超過料金:101㎡以上20円 【会館用】 ・超過料金:1㎡から169円 【臨時用】 ・基本料金:5㎡まで1,375円 ・超過料金:6㎡以上275円 ※1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる						
業務用使用料体系の概要・考え方							
その他の使用料体系の概要・考え方							
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和1年度	3,477	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和1年度	4,111	円
	平成30年度	3,413	円		平成30年度	4,102	円
	平成29年度	3,413	円		平成29年度	4,167	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	2名（技術職1名、事務職1名） ※下水道事業と兼任
事 業 運 営 組 織	施設管理:水道部 施設整備:農政部

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場の維持管理をはじめ、機能点検、水質分析、汚泥引き抜き、清掃業務等を委託しています。包括的民間委託については公共下水道施設との統合の検討の中で合わせて検討します。
	イ 指定管理者制度	予定なし
	ウ PPP・PFI	予定なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	処理場で発生した汚泥については、汚泥肥料として農地還元しています。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	土地・施設利用はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

経営比較分析表のとおり

経営比較分析表（令和元年度決算）

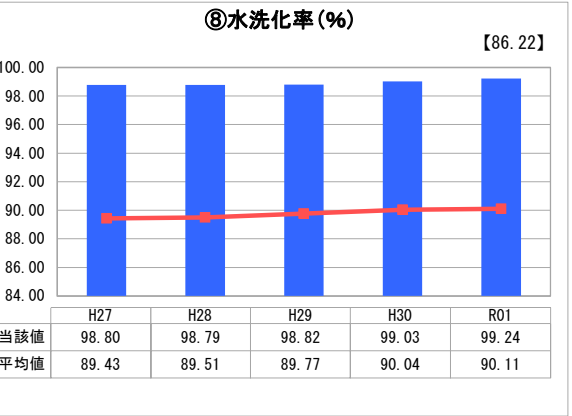
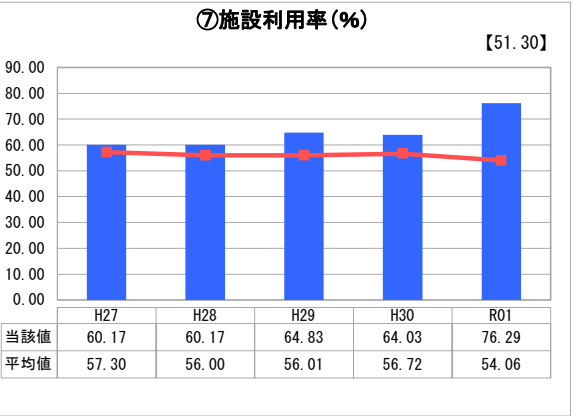
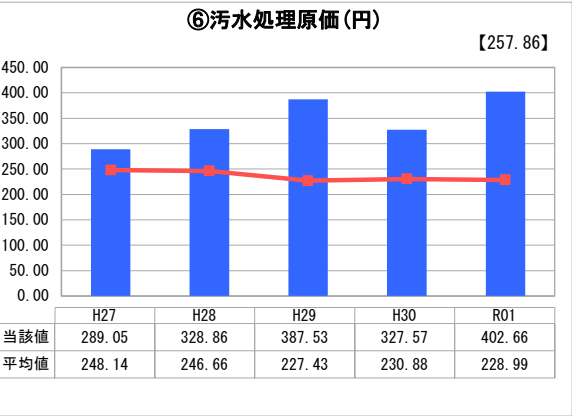
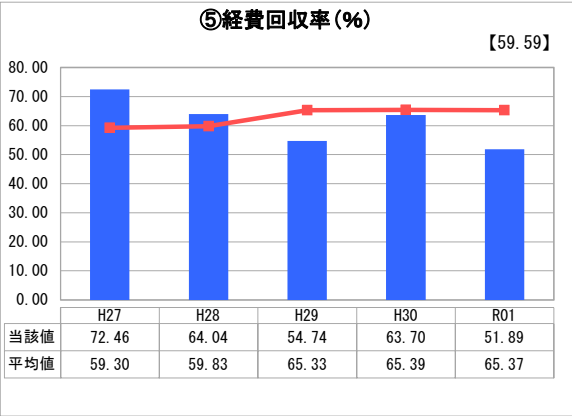
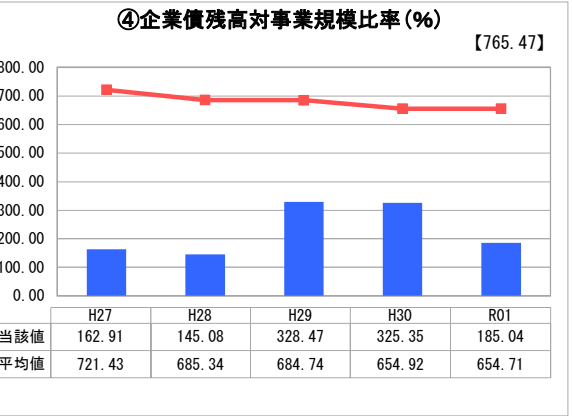
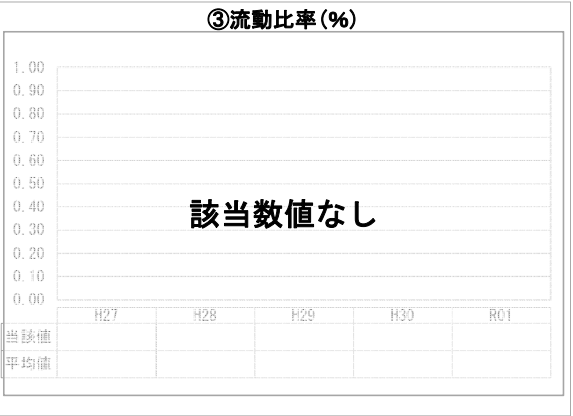
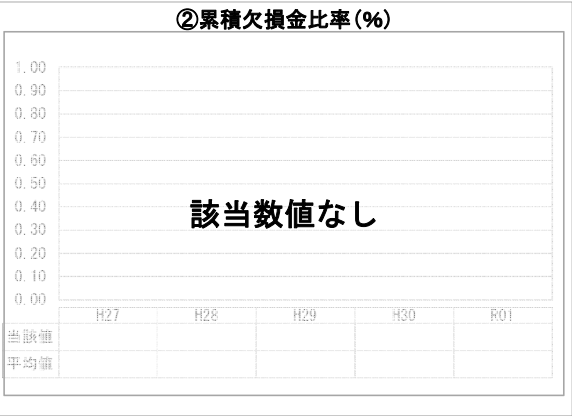
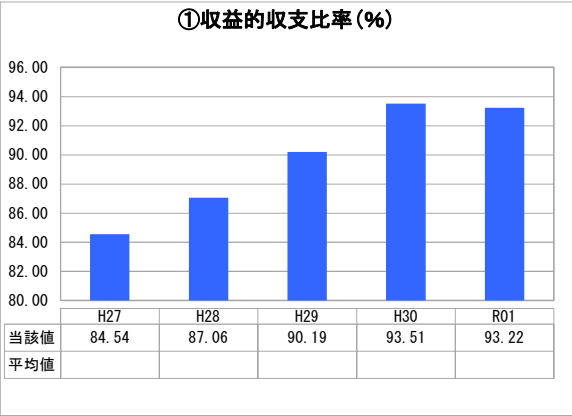
北海道 岩見沢市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	2.82	56.56	3,477

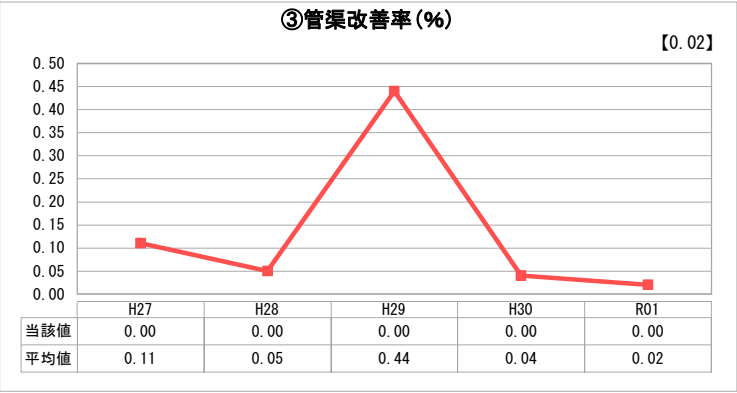
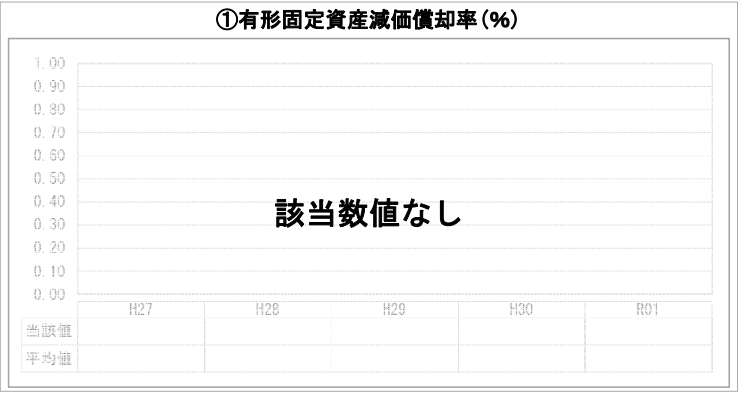
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
80,410	481.02	167.17
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,249	1.14	1,972.81

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

- ① 収益的収支比率は、100%を下回っており、経費（総費用と地方債償還金）を使用料収入では賄うことができず、一般会計からの繰入金で補っています。
- ④ 企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均を大きく下回っています。
- ⑤ 経費回収率は、100%を下回っており、経営に必要な経費を使用料で賄うことができていません。
- ⑥ 汚水処理原価は、類似団体平均を上回っています。有収水量の減少が続く中、老朽化した設備等の維持管理経費の増加により値が増加しています。
- ⑦ 施設利用率は、類似団体平均を上回っています。
- ⑧ 水洗化率は、類似団体平均を上回り、同水準で推移しています。

2. 老朽化の状況について

管渠については、法定耐用年数を超えておらず更新には至っていませんが、軟弱地盤による管渠の変形や不等沈下による劣化が進んでおり、機能診断に基づく計画的な改修更新をおこなう予定です。

また、処理施設についても機械設備、電気設備などが法定耐用年数を超えており、計画的に改修更新を行う予定です。

全体総括

今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や、人口減少等による使用料収入の減少が見込まれることから、経営の健全性確保が必要となります。

そのため、各施設の機能診断調査結果を踏まえ、施設の長寿命化を図りつつ、公共下水道との共同処理による効率化も検討しながら、健全かつ安定的な経営が図れるよう努めてまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

市全体が人口減少の傾向にあり、農業集落地区の人口も減少傾向となると見込んでいます。

(2) 有収水量の予測

市全体が人口減少の傾向にあり、農業集落地区の人口も減少傾向となる見込みであるため、有収汚水量も減少すると見込んでいます。

(3) 使用料収入の見通し

有収汚水量の減少にともない、使用料収入は減少傾向と見込んでいます。
農業集落排水事業の使用料は下水道使用料と同額としており、収支不足が生じた場合でも、農業集落地区のみの使用料改定は困難な状況です。

(4) 施設の見通し

老朽化した施設の更新を実施するとともに、現在の2つの処理場について、公共下水道施設との統合を踏まえた検討を進めます。

(5) 組織の見通し

老朽化した施設の更新、経営環境改善への取り組み等業務の増加を踏まえ、事業を円滑に推進するために、職員管理部署（一般会計）との連携を図りながら、業務量に見合う職員数を確保していきます。

3. 経営の基本方針

農業集落排水事業は、農村地域の生活排水が直接河川や農業用排水路に流れ込むのを防ぐ事を目的に、地域の環境に配慮した事業内容となっています。本来、使用者からの使用料金で維持管理等を行うことが基本ではあるが、処理区域内は人口減少の傾向であり、使用者数や有収汚水量の増は見込めないことから、現在は他会計からの繰入金で収支不足分を補填しています。
今後においても、経費の節減を図ることを前提としたうえで、他会計からの繰入金による、収支不足分の補填を前提とした事業運営を実施していく予定です。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	経費の節減を図りながら、老朽施設の更新・改修等を計画的に実施していくとともに、将来の施設の統合等を踏まえた検討を進めます。
-----	---

- ・汚水処理場の2施設のうち、北村地区にある処理場については平成30年度から令和4年度までの5年間で施設の更新を実施します。
- ・その他施設については、更新計画に基づき、施設の更新・改修を実施し、長寿命化を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	国庫補助金や企業債を活用し、施設の更新を進めます。 有収汚水量の減少に伴い、使用料収入は減少傾向と見込んでいるため、収支不足分については、他会計からの繰入金を確認します。
-----	--

- ・農業集落排水事業の使用料は下水道使用料と同額としており、収支不足が生じた場合でも、農業集落地区のみの使用料改定は困難な状況です。
- ・国庫補助事業を活用し施設の更新を進めていき、一般財源の抑制を図ります。
- ・交付税措置のある企業債を活用し、一般財源の抑制を図ります。
- ・収支の不足分については、他会計からの繰入金を確認します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・公共下水道施設と合わせた維持管理を実施し、委託料の抑制を図ります。 ・公共下水道施設との統合など効率的な事業運営を視野に入れ、修繕費や薬品費など必要最小限の経費に抑えるように努めます。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道施設との施設統合を検討します。
投資の平準化に関する事項	適切な更新・改修・維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水事業の使用料は下水道使用料と同額としており、収支不足が生じた場合でも、農業集落地区のみの使用料改定は困難な状況です。
資産活用による収入増加の取組について	収入増加に繋がる資産がなく、活用は困難な状況です。
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	公共下水道施設との統合の検討の中で合わせて検討します。
職員給与費に関する事項	当面は現状維持とするが、常に業務の効率化を図り、業務内容等に注視しながら適切な職員数の配置に努めます。
動力費に関する事項	節電に努めるとともに、汚水処理水量に見合った機器への更新を図ります。
薬品費に関する事項	効率的な管理運営に努めます。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づき効率的な修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。
委託費に関する事項	公共下水道施設との統合を視野に入れた効率的な委託体制を検討します。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年収支状況の検証・ローリングを実施し、計画と大幅な乖離が生じることのないように、毎年事業内容及び予算について協議をしていくとともに、当初計画時に見込んでいない新規事業等により、計画と大幅な乖離が生じる場合には、速やかに計画の見直しを実施します。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収益的収支	収益的収入	1 総収入	67,824	79,042	96,420	100,026	102,450	102,219	109,649	117,754	123,836	121,368	120,126	117,708	112,197
		(1) 営業収入	40,228	39,517	39,217	38,160	37,132	36,132	35,159	34,212	33,290	32,393	31,521	30,672	29,845
		ア 料金収入	40,128	39,517	39,217	38,160	37,132	36,132	35,159	34,212	33,290	32,393	31,521	30,672	29,845
		イ 受託工事収入													
		ウ その他収入	100												
	収益的支出	(2) 営業外収入	27,596	39,525	57,203	61,866	65,318	66,087	74,490	83,542	90,546	88,975	88,605	87,036	82,352
		ア 他会計繰入金	27,596	35,708	57,201	61,864	65,316	66,085	74,488	83,540	90,544	88,973	88,603	87,034	82,350
		イ その他費用		3,817	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		2 総費用	59,553	72,809	93,091	92,554	92,273	91,733	96,087	100,887	104,536	104,052	103,724	103,364	103,195
		(1) 営業費用	55,945	69,543	88,998	88,690	88,889	88,849	88,835	88,901	88,906	88,913	88,967	88,946	88,946
資本的収支	資本的収入	ア 職員給与	12,125	12,790	15,664	15,664	15,664	15,664	15,664	15,664	15,664	15,664	15,664	15,664	15,664
		うち退職手当													
		イ その他費用	43,820	56,753	73,334	73,026	73,225	73,185	73,171	73,237	73,242	73,249	73,303	73,282	73,282
		(2) 営業外費用	3,608	3,266	4,093	3,864	3,384	2,884	7,252	11,986	15,630	15,139	14,757	14,418	14,249
		ア 支払利息	2,675	2,401	2,557	1,932	1,692	1,438	6,060	11,052	14,958	14,713	14,522	14,353	14,184
	資本的支出	イ その他一時借入金利息	933	865	1,536	1,932	1,692	1,446	1,192	934	672	426	235	65	65
		3 収支差引	(A)-(D)	8,271	6,233	3,329	7,472	10,486	13,562	16,867	19,300	17,316	16,402	14,344	9,002
		1 資本的収入	(E)	15,010	132,683	125,886	130,981	106,785	6,990	11,245	12,866	11,544	10,934	9,562	6,001
		(1) 地方債	4,800	63,900	58,500	63,000	50,000								
		うち資本費平準化債													
	資本的支出	(2) 他会計補助金	5,404	4,792	4,886	4,981	6,785	6,990	9,042	11,245	12,866	11,544	10,934	9,562	6,001
		(3) 他会計借入金													
		(4) 固定資産売却代金													
		(5) 国(都道府県)補助金	4,806	63,991	62,500	63,000	50,000								
		(6) 工事負担金													
資本的収支	資本的収入	(7) その他の収入													
		2 資本的支出	22,589	139,962	129,215	138,453	116,962	17,476	22,604	28,112	32,166	28,860	27,336	23,906	15,003
		(1) 建設改良費	9,612	127,982	117,000	126,000	100,000								
		うち職員給与													
		(2) 地方債償還金	12,977	11,980	12,215	12,453	16,962	17,476	22,604	28,112	32,166	28,860	27,336	23,906	15,003
	資本的支出	(3) 他会計長期借入金返還金													
		(4) 他会計への繰出金													
		(5) その他の繰出金													
		3 収支差引	(F)-(G)	△ 7,579	△ 3,329	△ 7,472	△ 10,177	△ 10,486	△ 13,562	△ 16,867	△ 19,300	△ 17,316	△ 16,402	△ 14,344	△ 9,002
		(I)													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
収 支 再 差 引 積 立 金	(E)+(I)	(J)	692	△ 1,046												
		(K)														
	前年度からの繰越金	(L)	815	1,508	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	
	前年度繰上充用金	(M)														
	形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,507	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	
	翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
	実 質 収 支	黒 字 (P)	1,507	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	
	(N)-(O)	赤 字 (Q)														
	赤 字 比 率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
	収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	93.51	93.22	91.56	95.26	93.79	93.60	92.38	91.28	90.59	91.31	91.66	92.49	94.92	
	地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)														
	営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	40,228	39,517	39,217	38,160	37,132	36,132	35,159	34,212	33,290	32,393	31,521	30,672	29,845
	地方財政法による 資金不足の比率	($\frac{(R)}{(S)} \times 100$)	(T)													
	健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(U)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(V)															
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(W)															
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	($\frac{(T)}{(V)} \times 100$)	(X)														
他会計借入金残高	(W)															
地方債残高	(X)															

(単位:千円)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金		27,596	35,708	57,201	61,864	65,316	66,085	74,488	83,540	90,544	88,973	88,603	87,034	82,350
			1,597	8,808	3,334	9,824	12,289	12,344	20,042	28,339	34,678	32,449	31,344	29,117	23,606
資 本 的 収 支 分	うち基準外繰入金		25,999	26,900	53,867	52,040	53,027	53,741	54,446	55,201	55,866	56,524	57,259	57,917	58,744
			5,404	4,792	4,886	4,982	6,787	6,994	7,094	7,198	7,152	5,829	5,220	3,847	3,847
合 計	うち基準内繰入金		5,404	4,792	4,886	4,982	6,787	6,994	7,094	7,198	7,152	5,829	5,220	3,847	3,847
			33,000	40,500	62,087	66,846	72,103	73,079	81,582	90,738	97,696	94,802	93,823	90,881	86,197